

配置予定技術者等の雇用関係確認資料の見直しについて

落札後に資格要件確認書類の添付資料等として提出を求めていた、配置技術者等と受注者との雇用関係確認資料について見直しを行いましたのでお知らせします。

1 内容

マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が行われないことを踏まえ、次のとおりとします。

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・監理技術者資格者証・健康保険被保険者証	<ul style="list-style-type: none">・監理技術者資格者証・住民税特別徴収税額通知書・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書・所属会社の雇用証明書・その他上記に準ずる資料（※）

※ 令和7年12月1日までは健康保険証（有効期限切れのものを除く）による確認が可能

2 適用期間

令和6年12月5日から実施する。

なお、従前の取扱いにより、指名・公告等を行った工事についても当該工事に関する公告共通事項等の内容に関わらず、この取扱いの対象とする。